

# 人権教育だより

考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

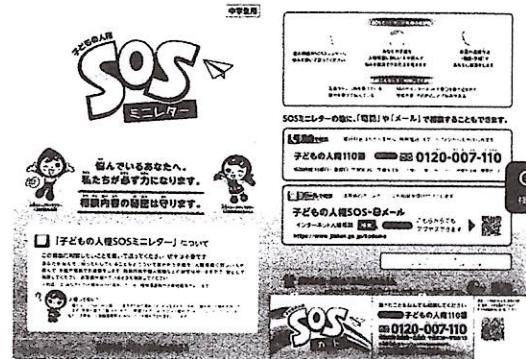
市川市立第三中学校  
令和3年6月4日発行  
(第3号)

## 「子どもの人権SOSミニレター」 －いじめ、体罰、虐待などを受けたら、投函しよう－

法務局の人権擁護機関では、学校におけるいじめや体罰、家庭内の暴行や虐待などの問題に対する活動として、全国の小・中学校の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」(料金受取人払いの便せん兼封筒)を配布します。

教師や保護者にも相談することができない子どもの悩み事をしっかり把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決にあたります。

困ったことがあれば、配布された「子どもの人権SOSミニレター」を、郵便ポストへ投函しましょう。一人で悩まず相談してください。(切手は不要です)



### 1. 対象者

全国の小・中学校及び特別支援学校の児童・生徒全員

### 2. 実施機関

法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員会連合会

### 3. 対応する相談員

法務局職員及び人権擁護委員

### 4. 想定される相談内容

- ・学校で「いじめ」を受けている。
- ・学校で「体罰」を受けている。
- ・家庭で「暴行・虐待」を受けている。など。

### 5. 「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

①同級生からのいじめ。②母親から食事を満足に与えられない、長時間ベランダに締め出されるなどの虐待。③父親からの性的虐待。④中学校教師の体罰。  
※事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合もあります。

## 日本国憲法で保障されている「人権」



現代の日本人が手にしている宝の一つが「人権」です。これは先人の努力により、ようやく日本に暮らす人々が手にした宝です。

「人権」は日本国憲法の3つの原則の1つ、「基本的人権の尊重」として、国民に保障されています。日本国憲法は最高法規であり、すべての法律や規則、命令、きまりなどは、憲法を厳守しなければなりません。

人間は誰もが大切な、かけがえのない存在として大切にされる権利があります。また、個人として尊重され、平等なあつかいを受け、自由に生きる権利もあるのです。

### 次の行為は、児童虐待です

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、など

#### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする、ポルノグラフィを見せる、など

#### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、など

#### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス: DV)、きょうだいに虐待行為を行う、など

## 市川市の人権相談窓口

心配ごとがありましたら法務局や人権擁護委員、市役所相談窓口にご相談ください。下記の相談窓口は、親子・夫婦・地域・職場などにおける差別・私的制裁・いじめ・体罰などの人権全般の問題について対応しています。相談は無料で、秘密は守られます。一人で悩まず相談してください。(平日、午前8時30分から午後5時15分まで)

- ・【常設 人権相談】 千葉地方法務局市川支局 電話 0570-003-110
- ・【子どもの人権110番】 電話 0120-007-110

- ・【女性の人権ホットライン】 電話 0570-070-810

※詳しいことは、「市川市のホームページ」をご覧下さい。面接による相談もあります。

【子どもの人権SOSメール】(24時間受付)  
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)  
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



子どもの人権  
SOS-メール